

島村委員提出資料

平成 24 年 9 月 13 日

県民会議委員長 様

委員 島村 聡

8 月 14 日資料 2 で提起いたしました意見のうち、以下の 3 点に絞って説明をいたします。

1 障害者の差別問題に関する相談体制

(1) 窓口の設置

圏域ごと（福祉保健所）に差別に関する相談窓口専門員を配置。条例に基づく調査などの権限をきちんと位置づけ、障害者相談支援圏域アドバイザー、当該市町村と緊密に連携して相談に応じる。

(2) 解決の手続き

相談が明確な形で解決され、誤った対応が是正されるまでの手続きを定め、不当な状態がなくなるまでの対応方法を明確にしておく。

(3) 本人や家族の意思決定支援

これらの手続きに耐えられない、あるいは発議できないほど力を失ってしまった本人や家族のための特別な支援者を選任し、(2)の手続きをともに進める。身上監護を引き受けた後見人がいない場合が考えられる。

→県では障害者相談支援アドバイザーを各圏域に 1 名ずつ配置してこの 10 年間で相談体制を作ってきたが、差別という状態を改善するためには圏域の相談窓口側にも専門的な相談員を置いてモニタリングをしないと是正までの確認が難しいことから提案。意思決定支援については成年後見人制度が適応されるまでのつなぎとして必要度が高い。

2 施設内での虐待や差別を防止する仕組み

虐待や差別を未然に防ぐため、福祉オンブズマンのように定期的に施設で利用者の声を聴く仕組みをすべての入所施設で推進する。

→おきなわふくしオンブズマンの活動から未だに虐待と思われる事案が発生していることや問題の解決に大きくつながっているという実績から提案。現時点でも施設とオンブズマン組織との契約で進められているので、県の負担は少なく（事務局を各圏域の相談窓口専門員として、研修費用を負担）、推進が容易である。まずは入所施設に絞り、段階的に外部の目を入れることを推奨していけばよいと考える。

3 障害者雇用事業所での虐待や差別を防止する仕組み（その他の項目）

那覇市（県はH23まで）が実施しているボランティアによるジョブサポーター派遣事業を全県で実施することで、雇用の促進とともに、サポーターという第三の目を通して事業所でのトラブルを未然に防ぐ。

→那覇市で同事業による就労定着の高さや早期のトラブル解決に大きくつながっているという実績と実現性の高さから提案。県民のボランティア精神の発揚や障がい者理解にもつながり、大きなコストを掛けずに全県的な職場における差別予防の形をつくることができる。

相談窓口のイメージ

